

○公営企業の設置等に関する条例

改正

(昭和四十九年三月三十日
宮城県条例第八号)

昭和五〇年	三月一九日条例第三号	平成	六年二月二二日条例第三六号
昭和五一年	四月一日条例第四一号	平成	七年三月一七日条例第一一七号
昭和五二年	七月二四日条例第四三三号	平成	七年一〇月一二日条例第三九三九号
昭和五三年	七月二九日条例第二一七号	平成	八年三月二八日条例第六六号
昭和五四年	三月二〇日条例第三三三号	平成	九年三月二六日条例第一一七号
昭和五五年	三月二四日条例第三三三号	平成	一二年三月二八日条例第四四号
昭和五六年	七月一八日条例第一五五号	平成	一三年三月二三日条例第五五号
昭和五七年	三月三〇日条例第二二二号	平成	一四年一〇月一二日条例第五〇五号
昭和五八年	二月二五日条例第三〇三〇号	平成	一四年三月二七日条例第二二二号
昭和五九年	二月二五日条例第三二〇号	平成	一五年一〇月二一日条例第五九号
昭和六〇年	二月二三日条例第二四四号	平成	一五年三月二〇日条例第五五号
昭和六一年	三月二五日条例第六六号	平成	一五年三月二〇日条例第一六六号
昭和六二年	七月七日条例第二二二号	平成	一七年三月二五日条例第七七号
昭和六三年	二月二五日条例第一一七号	平成	一七年七月二四日条例第九二二号
昭和六四年	七月一九日条例第一六六号	平成	一七年二月二二日条例第七〇七号
平成元年	二月二八日条例第五五号	平成	一八年三月二三日条例第一九九号
平成元年	二月二八日条例第七七号	平成	二〇年三月二五日条例第二二二号
平成元年	二月二一日条例第三四四号	平成	二一年一〇月九日条例第五九号
平成二年	七月一六日条例第一六六号	平成	二六年一〇月二三日条例第六一七号
平成四年	三月二七日条例第一三三三号	平成	二八年七月二二日条例第四九号
平成五年	三月三〇日条例第七七号	平成	二九年三月二三日条例第一二二二号
平成五年	一〇月二五日条例第三〇三〇号	平成	三二年三月二二日条例第四四号
平成六年	三月二九日条例第六六号	令和	元年一〇月二一日条例第五〇五号
平成六年	七月一三日条例第二四四号	令和	元年二月二四日条例第六二二二号

令和三年 七月一二日条例第五二二号 令和五年一〇月二一日条例第四六六号

公営企業の設置等に関する条例をここに公布する。

公営企業の設置等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下「民間資金法」という。）第十八条及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、別に定めるもののほか、県の経営する企業（以下「公営企業」という。）の設置、経営の基本等に関し必要な事項を定めるものとする。

(令元条例六二・一部改正)

(公営企業の設置)

第二条 県は、公営企業として、次の各号に掲げる事業を設置する。

- 一 水道用水供給事業
- 二 工業用水道事業
- 三 地域整備事業
- 四 流域下水道事業

(平八条例六・平九条例一一・平二〇条例二・平三二条例四・一部改正)

(経営の基本)

第三条 公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、産業の振興を図り、県民の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道用水供給事業の用に供する施設の名称、給水対象及び一日の最大給水能力は、次のとおりとする。

名称	給水対象	一日の最大給水能力
	栗原市、大崎市、富谷市、加美町、	

大崎広域水道	涌谷町、美里町、大和町、大郷町、松島町及び大衡村	十二万立方メートル
仙南・仙塩広域水道	仙台市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、富谷市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町及び利府町	五十五万三千三百立方メートル

3 工業用水道事業の用に供する施設の名称、給水区域及び一日の最大給水能力は、次のとおりとする。

名称	給水区域	一日の最大給水能力
仙塩工業用水道	仙台市、塩竈市、多賀城市、富谷市、七ヶ浜町、利府町及び大和町	十万立方メートル
仙台圏工業用水道	仙台市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町及び利府町	十万立方メートル
仙台北部工業用水道	大崎市、加美町、大和町及び大衡村	六万立方メートル

4 地域整備事業の対象区域は、県内の全域とし、その施行箇所、施行規模、貸付けの対象等は、その都度予算で定める。

5 流域下水道の事業の用に供する施設の名称及び当該施設に接続する下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道は、次のとおりとする。

名称	当該施設に接続する公共下水道
仙塩流域下水道	仙台市公共下水道、七ヶ浜町公共下水道、塩竈市公共下水道、多賀城市公共下水道、利府町公共下水道
阿武隈川下	仙台市公共下水道、白石市公共下水道、名取市公共

流域下水道	下水道、角田市公共下水道、岩沼市公共下水道、蔵王町公共下水道、大和町公共下水道、村田町公共下水道、柴田町公共下水道、丸森町公共下水道及び亘理町公共下水道
鳴瀬川流域下水道	大崎市公共下水道及び美里町公共下水道
吉田川流域下水道	富谷市公共下水道、大和町公共下水道、大郷町公共下水道及び大衡村公共下水道
北上川流域下水道	石巻市公共下水道及び東松島市公共下水道
北東部流域下水道	石巻市公共下水道及び女川町公共下水道
迫川流域下水道	登米市公共下水道及び栗原市公共下水道

（昭五〇条例三・昭五一条例四三・昭五五条例三・昭六二条例二二・昭六三条例一・平六条例六・平八条例六・平九条例一一・平一三条例五〇・平一五条例五・平一五条例一六・平一七条例三七・平一七条例一七〇・平一八条例一九・平二〇条例二・平二八条例四九・平三二条例四・一部改正）

（法の適用）

第四条 法第二条第三項及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三三号）第一条第二項の規定により、地域整備事業及び流域下水道事業に法の規定の全部を適用する。

（平八条例六・平九条例一一・平二〇条例二・平三二条例四・一部改正）

（組織）

第五条 法第七条ただし書の規定により、第二条各号の事業を通じて管理者一人を置く。

2 法第十四条の規定により、前項の管理者の権限に属する事務を処理させるため、企業局を置く。

（料金）

第六条 水道用水供給事業又は工業用水道事業（以下「水道事業」という。）の施設を利用する者からは、料金を徴収する。

2 水道用水供給事業に係る料金は別表第一、工業用水道事業に係る料金は別表第二のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、第十九条第一項に規定する場合には、水道用水供給事業に係る料金及び工業用水道事業に係る料金は、前項に規定する水道用水供給事業に係る料金及び工業用水道事業に係る料金から同条第一項に規定する利用料金（水道用水供給事業及び工業用水道事業に係るものに限る。）をそれぞれ減じたものとする。

（昭五〇条例三・昭五一条例四一・昭五一条例四三・昭五四条例二五・昭五五条例三・平元条例三四・平八条例六・令元条例六一・一部改正）

（市町村負担金）

第六条の二 管理者は、下水道法第三十一条の二第一項の規定により、市町村負担金（流域下水道の設置及び改築に要する費用に係るもの及び流域下水道の修繕、維持その他管理に要する費用に係るもの（以下「維持管理負担金」という。）をいう。以下同じ。）を流域下水道事業の用に供する施設により利益を受ける市町村に負担させることができる。

2 前項の維持管理負担金の額は、別表第三に掲げる額を超えないものとする。
（令元条例六一・追加）

（手数料）

第七条 水道事業において、給水施設の新設、増設若しくは改造のため自己の提供する材料について管理者の検査を受ける者又は給水施設に異常があると認めて管理者の検査を受ける者からは、手数料を徴収する。

2 手数料の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 材料検査料 材料の価格の百分の一の範囲内で管理者が定めた額
- 二 給水施設異常検査料 適正な原価を基礎として管理者が定めた額

（延滞金）

第八条 水道事業に係る料金（以下「水道料金」という。）又は手数料の納入義務者が当該料金又は手数料を納期限までに納入しなかったときは、当該未納金額にその納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する金額を延滞金として徴収する。

（昭五四条例二五・一部改正）

（納入方法）

第九条 水道料金、市町村負担金、手数料及び延滞金の納入方法は、管理者が別に定める。

（令元条例六一・一部改正）

（水道料金等の減免）

第十条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道料金、手数料又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

- 一 災害その他やむを得ない事情により給水の制限又は停止をしたとき。
 - 二 公益上の理由その他特別の事情により管理者が必要と認めたとき。
- （重要な資産の取得及び処分）

第十一条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が七千万円以上の不動産（信託の場合を除き、土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産の買入れ若しくは譲渡又は七千万円以上の不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（昭五一条例四三・昭六一一条例二四・一部改正、平八条例六・旧第十二条線上、平一七条例九二・一部改正）

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第十二条 法第三十四条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の第八項の規定により、公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除につ

いて議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が二百万円以上である場合とする。

(平八条例六・旧第十三条繰上、平一四条例五九・令元条例六二・令五条例四六・一部改正)

(議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等)

第十三条 法第四十条第二項の条例で定めるものは、負担附きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が七千万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が五百万円(自動車(自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第二条第一項に規定する自動車をいう。)の事故による損害賠償の額の決定については、当該決定に係る金額が一件につき自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)第二条第一項第一号イに掲げる金額)を超えるものとする。

(平八条例六・旧第十四条繰上)

(業務状況説明書類の提出)

第十四条 管理者は、法第四十条の二第一項の規定により、毎事業年度、四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十日までに、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、十一月三十日までに提出する書類には前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに提出する書類には同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針を明らかにする書類を添付しなければならない。

- 一 事業の概況
- 二 経理の状況
- 三 前二号に掲げるもののほか、経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

(平八条例六・旧第十五条繰上)

(公共施設等運営権の設定)

第十五条 管理者は、民間資金法第十六条の規定により、選定事業者(民間資金法第二条第五項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。)に、次に掲げる施設(当該施設のうち管路その他管理者が別に定めるものに係る部分を除く。以下「運営権設定施設」という。)に係る公共施設等運営権(民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。)を設定することができる。

- 一 大崎広域水道
- 二 仙南・仙塩広域水道
- 三 仙塩工業用水道
- 四 仙台圏工業用水道
- 五 仙台北部工業用水道
- 六 仙塩流域下水道
- 七 阿武隈川下流域下水道
- 八 鳴瀬川流域下水道
- 九 吉田川流域下水道

(令元条例六二・追加)

(民間事業者の選定の手続)

第十六条 管理者は、運営権設定施設の公共施設等運営事業(民間資金法第二条第六項に規定する公共施設等運営事業をいう。)に係る選定事業者を選定しようとする場合には、当該選定事業者として選定を受けようとする民間事業者を公募するものとする。

2 管理者は、前項の規定による公募に応募があつたときは、次に掲げる基準により最も適切に運営権設定施設の運営等(民間資金法第二条第六項に規定する運営等をいう。以下同じ。)を行うことができると認める者を選定事業者に選定するものとする。

一 運営権設定施設の運営等に関する計画の内容が当該運営等を適正かつ確

実に行うため適切なものであること。

二 前号の計画の内容に沿った運営等を安定して行う経営能力が運営権設定施設に係る公共施設等運営権の存続期間を通じて確保される見込みがあること。

三 民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、運営権設定施設の運営等が効率的かつ安定的に行われる見込みがあること。

四 前三号に掲げるもののほか、管理者が別に定める基準

(令元条例六二・追加)

(運営権者による運営等の基準)

第十七条 第十五条の規定により公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者(以下「運営権者」という。)は、次に掲げる基準により、運営権設定施設の運営等を行わなければならない。

一 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)、工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)、下水道法その他の法令(条例及び規則(法第十条に規定する管理規程を含む。))を含む。)の規定を遵守し、適正な運営等を行うこと。

二 運営権者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等を十分に発揮し、運営権設定施設の運営等を効率的かつ安定的に行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、管理者が別に定める基準

(令元条例六二・追加)

(運営権者が行う業務の範囲)

第十八条 運営権者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 運営権設定施設の経営に関する業務

二 運営権設定施設の維持管理及び改築に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、管理者が別に定める業務

(令元条例六二・追加)

(運営権者が收受する利用料金等)

第十九条 運営権設定施設の運営等を運営権者が行う場合には、当該運営権設定施設を利用する者は、当該運営権者に当該運営権設定施設の利用に係る利用料金(民間資金法第二条第六項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)を納めなければならない。

2 前項の利用料金の額は、管理者が定める額の範囲内で、第十五条各号に掲げる施設ごとに運営権者が定める。

3 第一項の場合における第六条の二第二項の規定の適用については、同項中「前項の維持管理負担金の額」とあるのは、「第十九条第一項に規定する利用料金(流域下水道事業に係るものに限る。)の額及び維持管理負担金の額を合算した額」とする。ただし、第三十条に規定する指定管理者が管理する施設に係る第六条の二第二項の規定の適用については、この限りでない。

(令元条例六二・追加、令三条例五二・一部改正)

(利用料金等の減免)

第二十条 運営権者は、次の各号の一に該当するときは、利用料金又はこれに係る遅延損害金の全部又は一部を免除することができる。

- 一 災害その他やむを得ない事情により給水の制限又は停止をしたとき。
- 二 公益上の理由その他特別の事情により運営権者が必要と認めたとき。

(令三条例五二・追加)

(経営審査委員会の設置)

第二十一条 管理者の諮問に応じ、運営権者の行う業務の運営について調査審議するため、宮城県企業局経営審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(令三条例五二・追加)

(所掌事務)

第二十二条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 第十七条に規定する基準への適合に関する事項

- 二 利用料金の額の改定に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(令三条例五二・追加)

(組織等)

第二十三条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、前条に規定する事項に関し優れた識見を有する者その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が任命する。

3 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(令三条例五二・追加)

(臨時委員)

第二十四条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、管理者が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(令三条例五二・追加)

(委員長及び副委員長)

第二十五条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によつて定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(令三条例五二・追加)

(会議)

第二十六条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(令三条例五二・追加)

(意見の聴取等)

第二十七条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(令三条例五二・追加)

(委任)

第二十八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

(令三条例五二・追加)

(議会への報告等)

第二十九条 管理者は、毎年度、運営権者が行う業務の運営の状況その他必要な事項を議会に報告するとともに、公表するものとする。

(令三条例五二・追加)

(指定管理者による管理)

第三十条 管理者は、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、法人その他の団体であつて管理者が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、流域下水道事業の用に供する施設(運営権設定施設を除く。次条第一号において同じ。)の管理を行わせる。

(平三一条例四・追加、令元条例六二・旧第十五条繰下・一部改正、令三条例五二

・旧第二十条繰下)

(管理業務の範囲)

第三十一条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 流域下水道事業の用に供する施設（管理者が別に定める施設を除く。）の維持管理に関する業務

二 前号に掲げるもののほか、管理者が別に定める業務

（平三二条例四・追加、令元条例六二・旧第十六条繰下、令三条例五二・旧第二十条繰下）

（一条繰下）

（過料）

第三十二条

詐欺その他不正の行為により料金又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

（平八条例六・旧第十六条繰上、平一二条例四・一部改正、平三二条例四・旧第十条繰下、令元条例六二・旧第十七条繰下、令三条例五二・旧第二十条繰下）

（平八条例六・旧第十六条繰上、平一二条例四・一部改正、平三二条例四・旧第十条繰下、令元条例六二・旧第十七条繰下、令三条例五二・旧第二十条繰下）

附則

（施行期日）

1 この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。

（宮城県開発局設置条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 宮城県開発局設置条例（昭和四十二年宮城県条例第二十二号）

二 水道企業の設置等に関する条例（昭和四十八年宮城県条例第三十号）

三 工業用地等造成事業の設置等に関する条例（昭和四十五年宮城県条例第二十二号）

（二十号）

四 有料道路管理事業の設置等に関する条例（昭和四十六年宮城県条例第二十四号）

（十四号）

（給水の開始時期）

3 第一項の規定にかかわらず、大崎広域水道、仙南・仙塩広域水道及び仙台圏工業用水道に係る給水は、規則で定める日から開始する。

（仙台圏工業用水道に係る規則で定める日）昭和五一年一〇月一日

（大崎広域水道に係る規則で定める日）昭和五五年四月一日

（仙南・仙塩広域水道に係る規則で定める日）平成二年四月一日

（昭五一条例四三・一部改正）

（経過措置）

4 この条例の施行前にこの条例による廃止前の水道企業の設置等に関する条例及び有料道路管理事業の設置等に関する条例の規定に基づいてなされた処分その他の行為は、この条例の相当の規定に基づいてなされたものとみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

6 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十六年宮城県条例第一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表第一（第六条関係）（昭五四条例二五・追加、平元条例七・平元条例三四・平五条例

三〇・平七条例三九・平九条例一一・平一二条例四・平一七条例七・平二二条例五
九・平二六条例六一・令元条例五〇・令五条例四六・一部改正）

水道用水供給料金

施設	種類	基本料金の額 （基本水量一立方メートルにつき）	使用料金の額 （給水量一立方メートルにつき）
大崎広域水道	月額	四八五円	八九円
仙南・仙塩広域水道	月額	七九九円	四一円

備考

- 一 水道用水供給料金は、基本料金と使用料金の合計額とする。
- 二 基本料金の額及び使用料金の額は、この表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額をそれぞれ加算した額とする。
- 三 基本水量とは、一日の最大給水能力を基礎として給水対象ごとに管理者が定める水量をいう。
- 四 年間給水量（当該年度における給水量をいう。）が年間責任水量（当該年度における一日の最大給水量として管理者が給水対象ごとに定める水量に管理者が定める率を乗じ、これに当該年度の日数を乗じて算定した水量をいう。以下同じ。）に満たない場合には、使用料金の額の欄に規定する額に年間責任水量を乗じて得た金額を当該年度に係る使用料金とする。

別表第二（第六条関係）（昭五〇条例三・昭五一条例四一・昭五二条例二一・一部改正、

昭五四条例二五・旧別表第一線下、昭五五条例三・昭五六条例一五・昭五七条例三
 ○・昭五九条例三二・昭六二条例六・平元条例七・平四条例一三・平五条例七・平
 七条例一・平八条例六・平九条例一・平一三条例五・平一四条例二・平一七条
 例七・平二九条例二・令元条例六二・一部改正）

工業用水道料金

種類	基本料金の額 基本水量一立 方メートルに つき	超過料金の額 超過水量一立 方メートルに つき	量水器使用 料金の額
施設			
仙塩工業用水道	五四円	一〇八円	適正な原価を基 礎として管理者 が定めた額
仙台圏工業用水道	三〇円	六〇円	
仙台北部工業用水道	五九円	一一八円	

備考

- 一 基本料金の額及び超過料金の額は、この表に定める額（第五号に掲げる場合にあつては、同号の規定により算出した額）に消費税及び地方消費税に相当する額をそれぞれ加算した額とする。
- 二 基本水量とは、一日のうち最大に使用するものと見込まれる一時間の水量（以下「時間当たり給水量」という。）を二十四時間均等に給水するものとして管理者が定めた一日の給水量をいう。
- 三 超過水量とは、基本水量が三百立方メートルを超える場合にあつては時間当たり給水量を超えて使用した水量のうち当該超えた部分の水量が最大となつた一時間当たりの当該水量（以下「時間当たり超過水量」という。）を二十四時間均等に使用したものととして算定した水量をいい、基本水量が

三百立方メートル以下の場合にあつては一月に使用した水量のうち当該基本水量に当該月の日数を乗じて算定した水量を超えた部分の水量をいう。
 四 次に掲げる要件のすべてを満たす場合には、超過料金は徴収しない。
 イ 時間当たり給水量を超えて使用した時間が一日につき二時間以内であること。

ロ 一日の使用水量が基本水量以内であること。
 ハ 時間当たり超過水量が時間当たり給水量の百分の五以内であること。
 五 仙台北部工業用水道の基本料金の額及び超過料金の額については、工業用水道事業法第十一条第一項第四号に規定する浄水施設で浄化した工業用水を使用する場合は、この表に定める額に、基本料金の額にあつては二十円を、超過料金の額にあつては四十円を加算した額とする。

別表第三（第六条の二、第十九条関係）（令元条例六二・追加、令五条例四六・一部改正）

施設	維持管理負担金の額 （公共下水道からの流入量一立方メートルにつき）
仙塩流域下水道	四四・八円
阿武隈川下流流域下水道	五七・三円
鳴瀬川流域下水道	九二・三円
吉田川流域下水道	五八・六円
北上川下流流域下水道	九一・二円
北上川下流東部流域下水道	一四七・七円
迫川流域下水道	一四七・三円

附 則（昭和五〇年条例第三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。
（給水の開始時期）
- 2 前項の規定にかかわらず、仙台北部工業用水道に係る給水は、規則で定める日から開始する。
（経過措置）
- 3 この条例の施行の日の前日までの水道事業の施設の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和五一年条例第四一号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、昭和五十一年八月一日から施行する。

附 則（昭和五一年条例第四三号）

この条例は、仙南・仙塩広域水道に係る厚生大臣の認可があつた日から施行する。ただし、第三条第四項及び第十二条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五二年条例第二一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和五十二年八月一日から施行する。
（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までの仙塩工業用水道の施設の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和五四年条例第三号）

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（昭和五四年規則第三一号で昭和五四年六月一日から施行）

附 則（昭和五四年条例第二五号）

改正 昭和五七年二月二五日条例第三〇号・昭和五九年二月二五日条例第三二号

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日から昭和六十一年三月三十一日までの間における大崎広域水道の利用に係るこの条例による改正後の公営企業の設置等に関する条例別表第一の規定の適用については、同表中「九九〇円」とあるのは「七八〇円」と、「七一元」とあるのは「五一元」とする。
（昭五七条例三〇・昭五九条例三一・一部改正）

附 則（昭和五五年条例第三号）

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和五六年条例第一五号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和五十六年八月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第四項の規定による行政財産の目的外使用の許可を受けた場合における当該許可の期間に係る使用料については、なお従前の例による。
- 8 施行日の前日までの仙塩工業用水道の施設の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和五七年条例第二号）

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（昭和五七年規則第三三号で昭和五七年五月一日から施行）

附 則（昭和五七年条例第三〇号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までの大崎広域水道及び仙台圏工業用水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十九年条例第三二号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までの仙塩工業用水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六一年条例第二四号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第三備考第四号の改正規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和六一年規則第六一号で昭和六一年二月一日から施行)

附 則 (昭和六二年条例第六号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年条例第二二号)

この条例は、昭和六十二年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年条例第一号)

この条例は、昭和六十三年三月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年条例第二六号)

この条例は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成元年条例第五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年条例第七号)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前からの継続した水道用水又は工業用水の供給で、施行日から平成元年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年条例第三四号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までの大崎広域水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成二年条例第一六号)

この条例中、第一条の規定は平成二年九月一日から、第二条の規定は規則で定める日から施行する。

(平成二年規則第六四号で平成二年二月一日から施行)

附 則 (平成四年条例第一三号)

(施行期日)

1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までの仙塩工業用水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年条例第七号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に許可を受けた行為又は使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 5 施行日の前日までの仙台北部工業用水道の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成五年条例第三〇号）抄

(施行規則)

- 1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日までの仙南・仙塩広域水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成六年条例第六号）

- この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年条例第二四号）

- この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成六年規則第一二〇号で平成六年一〇月一日から施行）

附 則（平成六年条例第三六号）

- この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成七年規則第二号で平成七年二月一日から施行）

附 則（平成七年条例第一一号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までの仙塩工業用水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成七年条例第三九号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までの大崎広域水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成八年条例第六号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までの仙台北部工業用水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成九年条例第一一号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続した水道用水又は工業用水の供給で、施行日から平成九年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年条例第四号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までの大崎広域水道及び仙南・仙塩広域水道の利用に係る料金の額については、なお、従前の例による。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の

例による。

附 則（平成一三年条例第五号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までの工業用水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年条例第五〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年条例第二号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までの仙塩工業用水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年条例第五九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年条例第五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年条例第一六号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第七号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（同表備考に係る部分に限る。）及び別表第二の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までの大崎広域水道及び仙南・仙塩広域水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年条例第三七号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第九二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年条例第一七〇号）

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則（平成一八年条例第一九号）

この条例は、平成十八年三月三十一日から施行する。

附 則（平成二〇年条例第二号）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年条例第五九号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までの水道用水供給事業の施設の利用に係る料金のうち使用料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年条例第六一号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までの大崎広域水道及び仙南・仙塩広域水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年条例第四九号）

この条例は、黒川郡富谷町を富谷市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

(効力を生ずる日)平成二八年一〇月一〇日)

附則(平成二九年条例第一二号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までの仙台圏工業用水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附則(平成三一年条例第四号)

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附則(令和元年条例第五〇号)

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までの水道用水供給事業の施設の利用に係る料金のうち使用料金の額については、なお従前の例による。

附則(令和元年条例第六二号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の改正規定(「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改める部分に限る。)は、令和二年四月一日から施行する。

附則(令和三年条例第五二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(令和五年条例第四六号)

(施行期日)

1 この条例中別表第三の改正規定は令和六年一月一日から、第十二条の改正規定、別表第一の改正規定及び次項の規定は令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和六年三月三十一日までの水道用水供給事業の施設の利用に係る料金のうち使用料金の額については、なお従前の例による。